平成２３年（フ）第４２８４号
大阪市住吉区我孫子東２－７－７　フレシュール我孫子1002、住民票上の住所大阪府東大阪市六万寺町３丁目７番20号
債務者　原田　辰信
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３１０号
大阪市東成区中本１丁目５番24―201号
債務者　谷上　太郎
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３３２号
大阪市住吉区山之内１丁目９番１―303号
債務者　森本　美香
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４３７号
大阪府吹田市原町１丁目15番29号
債務者　石原　正稔
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５４６号
大阪市東住吉区桑津４丁目８番17号
債務者　汀馬セイエドレザ
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７０５号
大阪府交野市私部３丁目１番38号
債務者　中畑久美子（旧姓瀧）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７２２号
大阪府寝屋川市萱島東１丁目21番11号
債務者　尾前　栄子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９６１号
大阪府摂津市東正雀１番25―202号
債務者　龍　　春美
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０３４号
大阪市浪速区下寺２丁目１番８号　グランピア夕陽ヶ丘202号
債務者　飯降　直樹
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０３８号
大阪市旭区今市１丁目12番４号
債務者　野村　節子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０３９号
大阪市西淀川区歌島１丁目12番12―109号
債務者　舘本　敦雄
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０４６号
大阪市淀川区東三国５丁目15番７号　サンクス東三国303号
債務者　朝倉　峰人
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０６６号
大阪府茨木市大手町２番５号
債務者　岡部　惠子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０６７号
大阪市浪速区敷津西１丁目６番４―601号
債務者　井口　友子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０６８号
大阪市天王寺区寺田町２丁目４番12―303号グランソシエ寺田町、住民票上の住所大阪市住吉区長居２丁目10番17号
債務者　田島　茂人
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０７３号
大阪府八尾市桜ヶ丘３丁目71番地　サンシャトー桜ヶ丘102号
債務者　大成　利之
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０７９号
大阪府守口市金田町３丁目13番８号
債務者　生畑目　勉
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで大阪地方裁判所第６民事部